

野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務
- (2) 業務内容 別紙「野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 予算額

合計額は 460,000 円(消費税額および地方消費税額を含む。)とし、その内訳の上限は下記のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済機器購入等導入費 383,000 円
 - (2) 端末利用料 77,000 円
(初年度の令和7年10月から令和8年3月までの6か月間で計上すること)
- ※ 決済手数料は含まない。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公告	令和7年6月27日(金)
参加表明・質疑受付期限	令和7年7月11日(金)17時まで
質疑回答	令和7年7月15日(火)17時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年7月23日(水)17時まで
参加資格結果通知	令和7年7月29日(火)17時まで
審査(プレゼンテーション)	令和7年8月7日(木)(予定)
審査結果の通知	令和7年8月18日(月)(予定)
契約締結	令和7年8月下旬(予定)

6. 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成20年野洲市告示第88号)に基づく

入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成 16 年野洲市訓令第 33 号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。

- ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 野洲市暴力団排除条例(平成 23 年野洲市条例第 22 号)第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (2) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、次の①から⑤の書類を省略することができる。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- ② 個人にあつては、身分証明書
- ③ 法人にあつては、国税(法人税および消費税)、地方税の納税証明書(過去を含めて税に未納がないことが確認できること。)
- ④ 個人にあつては、国税(所得税および消費税)、地方税の納税証明書(過去を含めて税に未納がないことが確認できること。)
- ⑤ 誓約書(様式第 1 号)および役員名簿

- (3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、

その参加資格を失うものとする。

(4) 当市以外の地方自治体において、キャッシュレス決済導入業務の実績を有すること。

7. プロポーザルに関する説明会

説明会は実施しない。

8. プロポーザル参加表明手続

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記①及び②を提出すること。なお、①及び②を提出しない者は本プロポーザルに参加できない。

① 参加申込書(様式第2号) 1部

② 業務実績表(様式第3号) 1部

※ 過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月 31 日まで)の、地方公共団体におけるキャッシュレス決済導入実績を記載すること。

(2) 提出期間および時間 令和7年7月 11 日(金)17時(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールに限る。なお、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、上記(2)までに到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

電子メールによる提出の場合は、上記の期限までに必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

(4) 提出先 後記 18. の提出先・問い合わせ先

9. 質疑・応答

(1) 提出方法 所定の様式第4号により、電子メールで提出すること。

(2) 期 限 令和7年7月 11 日(金)17 時(必着)

(3) 提 出 先 後記 18. の提出先・問い合わせ先

(4) 回答方法 令和7年7月 15 日(火)17 時までに野洲市ホームページに掲載する。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

① 企画提案申請書(様式第5号)【1 部】

② 企画提案書(任意様式)【7 部及び電子データ】

様式は任意とするが、用紙はA4版で概ね30頁以内とする。原則、企画提案書は下記の項番順に作成すること。なお、該当箇所に評価基準表の項目番号を記載し、採点しやすいものとする。

ア 調達機器等

a キャッシュレス決済端末

- ・利用者の支払方法
- ・キャッシュレス決済の種類
- ・データ等の集約方法について
- ・POS 機能について
- ・レシート発行
- b キャッシュレス決済用ドロワー
 - ・連動機能の有無
- c レシートプリンタ
 - ・連動機能の有無
 - ・キャッシュレス端末に内蔵されている場合はその仕様
- イ 指定納付受託者業務
 - a 指定納付受託者業務に係る決済手数料および月額利用料について
 - ・利用可能な全てのキャッシュレス決済種別についての決済手数料率および月額利用料等について記載すること。
 - b 入金サイクル
 - c 各種決済手数料の支払方法
 - ・決済手数料は収入金額と相殺せず、締日以降に請求書払いとすること。
 - また、その請求書は決済端末ごとに発行が可能であること。
 - d 支払に対する手数料の有無について
 - ・口座振込手数料が当市の負担になるか記載すること。
 - e 契約内容
 - ・具体的な契約内容について記載すること。
 - ・単年度ごとの契約更新の可否について記載すること。
 - ・加盟店規約などあれば、企画提案書とは別に提出すること。
- ウ 保証・サポート
 - a 導入機器の保証の内容
 - ・技術者の派遣依頼から現地到着までに要する時間を記入すること。併せて、人員体制、事務所所在地等について記載すること。
 - b 導入後のサポート体制
 - c 研修体制および操作マニュアル
 - ・実施可能な研修回数、研修内容等を記載すること。
 - ・操作マニュアルを企画提案書とは別に提出すること。
- エ 独自提案
 - 独自の有用な提案があれば記載すること。
- ③ 見積書および見積内訳書(任意様式)【1 部及び電子データ】
 - ア 経費の内訳を記載すること。
 - イ 宛名は、「野洲市長 櫻本直樹」とし、消費税および地方消費税を含む金額を記載すること。
 - ウ 見積金額は、3. 予算額(1)(2)にある額を超えないこと。

- ④ 参加資格確認書類 前記6. 参加資格(2)①から⑤まで
※ ただし、①から④までについては、発行日から3か月以内のもの。写し可。
- ⑤ 会社案内、概要【1部】
組織体制等がわかる資料。パンフレットでも可。
- ⑥ 提出期限
令和7年7月 23 日(水)17時まで
- ⑦ 提出方法
持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期間終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。
- ⑧ 提出先 後記 18. の提出先・問い合わせ先

11. 参加資格結果の通知

参加資格審査の結果は、7月 29 日(火)17時までに電子メールで送信する。参加が認められたものは、審査(プレゼンテーション)実施日を確認すること。

(1) 参加資格が満たないと判断された者に対する理由の説明

- ① 参加資格が満たないと判断された者は、その理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ② 書面の提出は次により行うこと。
 - ア 提出期限 令和7年7月 31 日(木) 17時まで
 - イ 提出方法 持参または電子メール
※ 電子メールによる提出の場合は、上記の期限までに必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。
 - ウ 提出先 後記18. の提出先・問い合わせ先
 - エ 回答方法 令和7年8月 5 日(火)15時までに電子メールにより行う。

12. 審査

(1) 審査方法

審査は、野洲市が別に定める「野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務に関するプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)が行う。なお、審査にあたっては、別紙「野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務に関するプロポーザルにおける審査項目」(以下「審査項目」という。)に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性および透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

(2) 委員会

- ① 審査日時
審査日は令和7年8月7日(木)を予定しており、時間や場所、順番等の詳細については、プロポーザル参加表明者に対し、別途連絡を行う。
- ② 開催場所

野洲市役所(詳細は、プロポーザル参加表明者に対し、別途連絡を行う。)

③ 企画提案の所要時間(1事業者当たり)

- ・プレゼンテーション 25分以内
- ・ヒアリング(質疑応答) 15分程度

④ 出席者

原則4名以内とする。そのうち1名については、実際に市との窓口になり、主に業務を担当する業務責任者とする。

⑤ その他

ア プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションに使用する備品として、モニター、テーブル、椅子、電源タップおよびマイクは野洲市で準備する。その他必要な資機材がある場合は、提案者が用意すること。

ウ その他説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

エ プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査基準

提案内容について、審査項目の審査基準に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。

(4) 評価方法

評価は、審査の評価点により順位を付け、契約候補者1者、次点1者を選定する。なお、得点の合計が最低基準の6割に満たない場合は不採用とする。

参加者が1者のみであった場合でも、上記の最低基準で審査し、契約候補者を選定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員会で協議のうえ選定する。審査結果はプロポーザル参加者に対して、令和7年8月18日(月)までに文書による通知を予定している。

また、契約候補者に選定されなかったプロポーザル参加者が、その理由について説明を求める場合は、文書通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により提出すること。

(5) 留意事項

- ① プロポーザル参加表明者が、3者以上あった場合は、審査項目の審査基準に応じて、提案資料による一次審査を事務局にて実施することとし、その結果は11.参加資格結果の通知に併せて通知する。(7月29日(火)17時まで)
- ② 審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

13. 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と野洲市は、企画提案の内容に基づき、協議のうえで仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合または契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の次点の契約候補者と協議する。

(2) 契約内容

本業務に係る契約内容については、提案の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するも

のではなく、詳細な事項については、契約候補者と協議して定めるものとする。

14. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査会委員と不正な接触をする等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) その他、本要領に違反した場合

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替えおよび追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 野洲市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

16. 情報の公開および提供

野洲市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

17. その他

(1) 言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、担当課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 参考見積書の金額が、3. 予算額(1)(2)にある額を超過した場合
- (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託者が作成した企画提案書等の書類については、野洲市が必要と認める場合には、野洲市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その全部または一部を無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができるものとする。

- (6) 異議申し立て

全ての者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不知を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 提出先・問い合わせ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地1 野洲市会計課

電話番号 077-587-6042

電子メール kaikai@city.yasu.lg.jp